

男女共同参画苦情処理制度

全ての市民が、その個性と能力を尊重する男女共同参画社会の実現を目指した「大野城市男女共同参画条例」には、苦情処理制度が設けられています。

苦情処理委員は、男女共同参画の推進に影響があると思われる市の施策や措置、市職員の行為についての苦情を受け付け、調査・勧告などを行います。

勧告を受けた市の機関は、勧告を尊重し、施策の

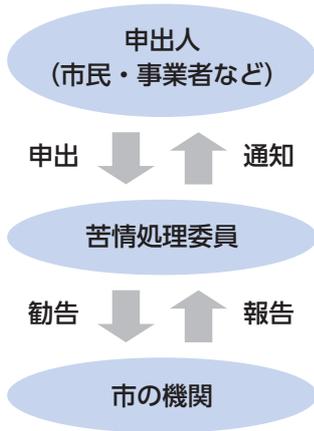
改善などを図ります。

●**申出方法** 申出書(市役所人権男女共同参画課・まどかぴあ男女平等推進センターアスカラで配布、または市ホームページからダウンロード)を送付または提出

●**提出と問い合わせ先**
人権男女共同参画課

☎(580)1840

苦情処理の流れ



◆男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる「市の施策や措置」「市職員の行為」についての苦情申出書を提出します。

◆男女共同参画の視点から、苦情処理の対象かどうかを検討します。
◆必要に応じて調査を行い、市の施策や措置、または市職員の行為が男女共同参画の推進を阻害すると認められるときは、是正または改善の措置を講じるよう、勧告します。
◆結果を申出人に通知します。

◆苦情処理委員の勧告を尊重しなければなりません。
◆苦情処理委員が必要と認めるときは、どのような措置を講じたかについての報告をしなければなりません。

さて、「染原家文書」のなかに『染原卯助嫡同卯平中年迄連年日記』という日記があります。一年ごとに米の収穫量や天候のほか、とくに印象的な出来事が記録されています。文政5年(1822)には、染原卯助さんが病氣療養のため、湯平温泉(現在の大分県由布市)で保養したとあります。大野城市から湯平温泉までを「おおよそ32里(約125km)」と記していますが、現在のよう

に高速道路や自動車もなかったため、おそらく徒歩で向かったのだでしょう。「往來見物所多し」のとおり、龍門の滝などを観光しながら湯平温泉に到着したようです。20日ほど滞在した

市内に伝来する江戸時代の古文書のことを知っていますか。大野城心のふるさと館では、地域文化財展として、実物の古文書を展示する展覧会を開催します。市指定有形文化財の「高原家文書」「染原家文書」と福岡県指定有形文化財「竹田家所蔵文書」を含む竹田家文書の中から、選び抜いた古文書を展示します。

さて、「染原家文書」のなかに『染原卯助嫡同卯平中年迄連年日記』という日記があります。一年ごとに米の収穫量や天候のほか、とくに印象的な出来事が記録されています。文政5年(1822)には、染原卯助さんが病氣療養のため、湯平温泉(現在の大分県由布市)で保養したとあります。大野城市から湯平温泉までを「おおよそ32里(約125km)」と記していますが、現在のよう

大野城心のふるさと館のおすすめ②

あけてみよう！ 歴史のとびら 196



あと、帰り道も由布岳や宇佐八幡宮などの名所を観光しています。「所々見物難所書く暇あらず」とあり、実際にはたくさん観光してき

たことがうかがえます。現在の基準で考えると、病氣保養のためのリゾート休暇のようで、とても贅沢な時間を過ごしていて、うらやましいですね。

記録された江戸時代の様子を少し紹介しました。展示では古文書から分かる江戸時代の
大野城市に生きた人々のさまざまなエピソードを紹介いたしますので、お楽しみください。



『染原卯助嫡同卯平中年迄連年日記』(染原家文書)

●**地域文化財展「記録された日常—市内に伝わる江戸時代の記憶—」**
●**会期** 1月17日(土)～3月15日(日)
●**問い合わせ先**
心のふるさと館ミュージアム 担当 ☎(558)2208